会　議　録

会　議　名	第３回宍粟市自治基本条例検証委員会	
開 催 日 時	令和８年１月 21 日（水）　午後１時 58 分～午後３時 40 分	
開 催 場 所	はがてらす　研修室１・２	
出 席 委 員	長田茂伸、水口正己、井上千景、小椋成実、北川昌彦、 田住　学、春名雅行、藤原千尋、中林久美子	
欠 席 委 員	春名文子	
事　務　局 及び説明員	（市 長 公 室）水口公室長、中尾次長 （地域創生課）久内課長、上月副課長、坂根専門員	
傍 聴 人 数	５人	
会議の区分	―	（非公開の理由） ―
協議事項等	・委員長あいさつ ・各条文の検証 ・第４章 ・第５章 ・第６章 ・その他 ・次回日程 ・提言書のまとめ方	
会 議 経 過及び 会 議 資 料	別紙のとおり	
会議録確認者	委員長　田住　学　（令和８年２月３日確認）	

（会議の経過）

発言者	議題・発言内容
	■開会
委員長	■委員長挨拶 非常に強い冬型の天気になってきている。本日の会議は第 2 回までのような進め方で行うので、効率よく 1 時間 30 分程度でよろしくお願いする。
委員長	■協議事項 会議次第「３．協議事項」に入る。本日は、第 4 章市政運営、第 5 章広域的な連携と交流、そして第 6 章条例の検証と見直し、総括というところまで進められたらと思う。 会議は第 2 回の要領で進めたいと思う。
事務局	＜第 2 回で協議の第 21 条での問い「委員からの意見：質問まとめ」NO1 説明＞
事務局	＜「第 4 章第 24 条～第 33 条」の説明と「委員からの意見・質問まとめ」NO8、NO2～NO6 の説明＞
委員長	「第 4 章市政運営第 24 条～33 条」について意見、質問はないか。
委員	私の住んでいる一宮町曲里地区は過去に大きな浸水災害を経験した。その後、自主防災組織の重要性から、避難訓練、避難経路や土砂災害の危険区域の確認、高齢者への避難誘導シミュレーションなど活発に取り組んでいた時期もあったが、近年、人口減少や高齢化、空き家の増加などでできていたことができなくなっている。 条例の中で高齢化や空き家の増加など時代の変化に対して具体的に変えていかなければならないことがあるのではないか。また、市として自主防災組織の「立ち上げ」ばかり推進するのではなく、時代の変化に合わせて変えていかなければならないことを提案してもらえれば、自主防災組織としても進めやすくなる。
委員長	第 33 条危機管理についての意見をいただいた。条例ということじゃなく実際に機能させるため実情に合わせて変える必要があるのではないか。制度かもしれないし組織のことかもしれない。そのあたりをどのように見直し機能させていくか事務局の答弁をお願いする。
事務局	宍粟市では 21 年災害、30 年豪雨災害と大きな災害を経験した。そのたびに市民の皆さんの意識は高くなり、地域での取り組みも進んできたが、現状、地域によっては高齢化が進み、自助、共助という面で危惧されているということも把握、承知している。このような状況でどうしていくか難しい面もあるが、地域の枠を広げる組織だったり、消防団組織との連携な

	ど地域として被害を最小限に抑える工夫をしていただいている。 市としては、ハザードマップの作製などの出前講座等によって風化しないような取り組みを進め、意識としては持ってもらっている。人員的な課題は残るが、今後、引き続き近所での声掛けや要支援者の配慮、対応など、自治基本条例に入れていくということは難しいが、意識の高揚や地域のつながりが深められる取組を進めたい。
委員	阪神淡路大震災の時に言われていた言葉だが、条例の中の公助、共助、自助の 3 つに加え、「近助」を入れていただければ具体的になるのではないかと思う。具体的になれば意識も変わってくるのではないか。
委員長	危機管理では、定期的に危機意識を持つとか機会を持つとかが大事。年 1 回の防災訓練だけでは形だけになってしまう。地域、自治会での仕組みや共助が働くような手立て、体制を整える必要がある。このため、公助の役割として地域、自治会が動けるよう課題解決の工夫が必要だと思う。 一時避難所の基準、マニュアル等どのようなものを備え付けておく必要があるのかなどを示していく中で、意見をいただいている冷暖房のことも上がってくるかもしれない。 一時避難所の位置付けでも変わってくると思うが、高齢化の中ではとりあえず動ける範囲はここしかないとかということが状況として生まれてくる。特に地域の公民館が一時避難所として想定されるが、実際に現公民館で一時避難所として受け入れる体制が整っているかなどのチェックを含め、普段の意識を高めるための防災訓練の機会など検討してもらう必要がある。
委員	昨今の災害も多様化してきている中、地域では人口減少に起因する空き家・廃屋、放置林など安全上の問題が発生している。私有地であり自治会としてもなかなか解決への取り組みができないところ、市では以前、助成制度もあったが、今は危険と認識しつつも財政上の手立てができないという難しい問題もある。大変な状況にあるということに鑑みて、自治基本条例なので、みんなで知恵を出し合い意識を高めていこうとすることがあってもいいのではないか。
事務局	一昨年、空き家調査を実施、活用できる物件は空き家バンクに登録していただいたりしている。老朽化が著しい危険空き家については、行政代執行で取り壊すこともある。そのような対策をしているが、「数」の増加に対して予算化がついていけない状況にある。 条例に盛り込んではということだが、細かなところまでは規定は難しい。危機管理としてまとめた規定ぶりになっており、細かなところはそれぞれ個別計画で示させてもらっている。
委員	危機管理の最終的な実行部隊は自治会。「自治会の中に自主防災組織を作って…」という風に理解したが、自治会の位置づけが自治基本条例の中に出てこない。自治会の位置づけはどういうことなのか。

事務局	自治基本条例の中でいうと、市民、議会、行政（市の執行機関）という枠組みで、自治会は市民の中に包含する。自治会ということは出ていない。 第 2 回検証委員会で検証いただいた中で、市民、議会、行政それぞれの権利・権限と責務ということを議論いただいた。市民は参画・協働しましょうということで規定しているが、市民の思いを伝える方法として自治会が取りまとめ要望という形で出してもらっており、表現としてはよくないが手法の一つと考えている。自治基本条例は、市民、議会、行政（市の執行機関）の３者のそれぞれの役割等位置づけている。自治会や協議会で議論しましょうということはあるが、ここでは自治会は出ていない。
委員長	その他に意見、質問はないか。
委員全員	（特になし）
委員長	続いて第５章広域的な連携と交流について説明を求める。
事務局	＜第 34 条、第 35 条の説明＞
委員長	意見、質問はないか。
委員全員	（特になし）
委員長	続いて第６章条例の検証と見直しについて説明を求める。
事務局	＜第 36 条の説明と「委員からの意見：質問まとめ」NO7 の説明＞
委員長	「第 4 章条例の検証と見直し第 36 条及び逐条解説」について意見、質問はないか。
委員	前回委員会で発言した「企業」について、説明では逐条解説に補記するということであった。補記するくらいなら次回でもいいので条例改正してほしいとの思いがある。加えて「自治会」も第２条の市民のところで入れるべきと考える。姫路市の条例では自治会という表現がある。 「企業」にしても「自治会」にしても逐条解説で説明すべきものではなく条例に入れるべき。自治会は市政の両輪の一角。また、まちづくりを進めていく上では企業の力も必要。
事務局	「市内において事業を営むもの又は団体」ということではなく「企業」を明記し関わりを持ってもらうべきというご意見は「自治会」の件を含めて理解した。今後研究したい。
委員	現在の規定は行政で使用する文書での使い方かもしれないが、委員の意見も理解できる。できるだけ早く取り入れることができるか検討してほしい。

委員長	第２条のエとかオで自治会とか企業という意味も含まれているが、敢えてそれを取り出すかどうかということだと思う。必要性に鑑みてそのことを中心に検討願いたい。
委員	自治基本条例のような大事なものがあって、これを基本に市役所は進めているが、このような条例があることを知らない市民も多い。広報は難しいと思うが PR はどのように考えているか。ホームページに掲載するだけでは不十分。何かいい方法はあるか。
事務局	一番スピード感として早いのはデジタルを活用したホームページで周知すること。ただ、なかなか届きにくい市民もいる。お知らせの環境としては広報誌で検証委員会のお知らせをして、自治基本条例は図書館や市民協働センターなどに閲覧できるようにするなどの方法が考えられる。
委員長	説明のあった方法だけでは難しい。ひとつの方法として地域のリーダーがこれを手元で見られるだけで、リーダーとしての意識が高くなり、行政との距離を縮め、これが地域づくりにつながっていく。その距離を縮める必要があるし逐条解説がその距離を縮めてくれると思う。 各町の連合自治会や協議会の中で自治基本条例を取り上げると、防災のことも意見として出て、その意識も上がる。条例が根付き機能してくると思う。行政でその仕掛けをやってもらうことも必要だと思う。
委員	しそうチャンネルで案内する方法はどうか。高齢者等しそうチャンネルをよく見られているので、そのような情報を流していくのも一つの方法。
委員	今回の検証に際して私も活用したが、ChatGPT の活用も一つの方法と思う。
委員	５年という間隔での検証で私自身も勉強になったし、このような会に参加するということはいい経験になる。５年が３年になれば自治基本条例に関わる人が増える。５年は長すぎないか。
委員	住民に周知していくことが大事。条例をホームページに掲載しているというのは行政からの一方的なこと。市民に浸透しているかどうかということが難しい話であって、みんなが知るということが一番。ホームページに掲載しているだけでは伝わらない部分が多くある。市民のための条例であれば市民が活用できる状況をつくらないといけない。周知はいろいろな手法がある。市民に伝わる行政であってほしい。 危機管理は、高齢化の進行の中で命を守るということの厳しさを全国の災害報道を拝見し痛感した。宍粟市の高齢化は、特に北部地域で厳しい状況になっており課題として大きい。みんなが考えられるような伝達の仕方など課題の解決が必要。

委員	この条例を使えばまちづくりに参加できるということを市民に皆さんに知らせるためにどうするかということは大事だ。ホームページにあったとしても、宍粟市のホームページにはいろんな情報があってそこにたどり着くのが難しい。SNS などで発信し続けることが大事。例えば市民提案は面白いと思う。こういうことは SNS で発信していかなければならない。危機管理の点でも、消防団の世代は SNS を当然使っており、災害があった場合は一番に出ていく人たちで、その人たちにどういうことが問題なのかなどの意見を聞かなければならない。いずれにしても SNS を開いて勝手に情報が入ってくる状態にしないといけない。若者世代、学生世代の人たちにもまちづくりに参加できる条例があって、提案ができる、参加できるということをわかるようにすることが大事だと思う。
委員	各委員からの意見・質問まとめの NO8「ひょうごビジョン 2050」の中で人口減少対策はどこに出ているのかわからない。この「ひょうごビジョン 2050」から宍粟市の計画につなげて策定しているのか。「ひょうごビジョン 2050」を参照しながら総合計画を策定し、その人口減少対策を市の総合計画に反映させるという意味合いの回答か。
事務局	これを基にということではなく連携という感じ。本日の「ひょうごビジョン 2050」の資料は概要版、本編を確認しないとわかりづらい。このビジョンは令和 4 年に策定されている。宍粟市の総合計画は平和 8 年度までの計画で、現在、令和 9 年度からの計画を策定中であり、意見・質問まとめの NO8 の回答は、策定中の計画に現状が反映され計画になるという意味合いで回答。
委員	私が質問した項目で、意見・質問まとめの NO8 中「ひょうごビジョン 2050」と「人口減少時代の到来に官民一体で備える」は別物。 「人口減少時代の到来に官民一体で備える」は、12 月 26 日に神戸経済同友会が兵庫県、神戸市に対して行った提言。
委員長	今回、この条例が生きるためにどうしたらいいかということで、アイディアを含めて総括的な意見を出していただいた。これこそが検証で一番必要なことだと思う。市民の皆さんの目にこの条例が触れること自体、検証だと考える。 条文をなかなか触ることができないが、今回、条文自体が機能しているか否かの検証を行っていただいた。今後、これまでの議論を「提言」としてまとめることとなる。その手続きや次回の会議について事務局より説明を求める。
事務局	資料「宍粟市自治基本条例の検証結果（第 2 回目までの検証の意見までのまとめ)」の説明 本日、すべての条文の検証が終了した。今後、本日の検証結果や意見も反映しながら、要点整理・提言骨子として整理して提言案を作成する。提

	言案が整理できた段階で委員に確認いただき、最終的には委員長、副委員長に確認いただいて成案とする。 　次回会議は、会議を開催して提言案を協議いただくか、書面をもってご意見をいただくかのご意見をいただきたい。 　対面開催なら、次回は 2 月 9 日（月）を提案する。
委員長	事務局の提案は、ひとつは書面での確認、もう一つは取りまとめられた案を、第 4 回検証委員会を開催して行うかのどちらか。意見はないか。
委員	2 月 9 日に開催して提言案を確認してまとめたらいい。
委員長	皆さんでしっかりと提言書をまとめようという意見。第 4 回の前に皆さんに提言案を見ていただき、返していただいたものを最終的に確認する検証委員会にしたい。
事務局	第 4 回は、2 月 9 日（月）午後 2 時～「いちのぴあ（一宮市民協働センター）」 　提言案を取りまとめたものを本日の会議録の確認と同時期に送付する。その案を確認いただき第 4 回に臨むという形を取らせていただく。
副委員長	本日は貴重な時間と意見をいただいた。次回、最後の委員会となるが、一日も早く市民の皆さんにこの条例が目に付くように、また、知られるよう願いを込めて閉会とする。